令和８年第３回神奈川県議会定例会議案

（条例その他 その４）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第 95 号議案	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例	1
定県第 96 号議案	令和９年に開催される国際園芸博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例	3
定県第 97 号議案	地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	6
定県第 98 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
定県第 99 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	8
定県第 100 号議案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	10
定県第 101 号議案	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例	11
定県第 102 号議案	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例	13
定県第 103 号議案	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例	16
定県第 104 号議案	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	18
定県第 105 号議案	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	20
定県第 106 号議案	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	24
定県第 107 号議案	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	27
定県第 108 号議案	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	30
定県第 109 号議案	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例	32
定県第 110 号議案	神奈川県科学技術政策大綱の変更について	33
定県第 111 号議案	工事請負契約の締結について（産業技術短期大学校東キャンパス空調設備更新工事請負契約）	34
定県第 112 号議案	工事請負契約の締結について（県営横内団地公営住宅新築工事（２期－建築－第１工区）請負契約）	35
定県第 113 号議案	工事請負契約の締結について（県営横内団地公営住宅新築工事（２期－建築－第２工区）請負契約）	36
定県第 114 号議案	工事請負契約の締結について（川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（電気）請負契約）	37
定県第 115 号議案	債権の放棄について	38
定県第 116 号議案	損害賠償の額の決定について	39
定県第 117 号議案	当せん金付証票の発売について	47

番　　号	件　　名	ページ
定県第 118 号議案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標	48

定県第95号議案

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第３条第３項及び第５条の規定に基づき、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録式投票機による投票）

第２条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第３条第１項又は第２項の条例を定めた市町村のうち開成町の区域内の投票区においては、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙の投票は、法第３条第３項及び第７条に規定する方法によるものとする。

（電磁的記録式投票機における表示の方法）

第３条　法第５条に規定する公職の候補者の氏名及び党派別の表示の方法は、全ての候補者の氏名及び党派別を電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法とする。ただし、候補者が多数であることその他の事由によりこれにより難い場合には、電磁的記録式投票機の映像面に表示した五十音の中から当該電磁的記録式投票機の操作により一の音が選択されたときに、当該一の音で氏名が始まる候補者の氏名及び党派別を当該電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないものとして神奈川県選挙管理委員会が定める方法とすることができる。

２　前項の場合において、候補者の氏名及び党派別の表示の順序は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第３項の規定によるくじで定める順序によるものとする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、神奈川県選挙管理委員会が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、令和９年３月１日以後に任期が満了することとなる神奈川県議会議員及び神奈川県知事の任期満了による選挙から適用する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例

に関する法律第３条第３項及び第５条の規定に基づき、県議会議員及び知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第96号議案

令和９年に開催される国際園芸博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、博覧会の準備及び開催時における対象区域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、博覧会の円滑な準備及び運営の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「博覧会協会」とは、令和９年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和４年法律第15号。次項において「法」という。）第２条第１項の規定により国際園芸博覧会協会として指定された公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（令和３年11月15日に一般社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）をいう。

２　この条例において「博覧会」とは、法第１条に規定する博覧会をいう。

３　この条例において「小型無人機等の飛行」とは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）第２条第５項に規定する小型無人機等の飛行をいう。

４　この条例において「対象区域」とは、次に掲げる区域及び施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある２以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。）又は区域をいう。

⑴　次条第１項の規定により対象博覧会区域として指定された区域

⑵　次条第２項後段の規定により対象施設の敷地又は区域として指定された敷地又は区域

（対象博覧会区域の指定等）

第３条　知事は、横浜市旭区及び瀬谷区の区域内の区域であって、博覧会協会が博覧会の準備及び開催のために管理するもののうち、第１条の目的に照らしその区域の上空における小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを対象博覧会区域として指定するものとする。

２　知事は、対象博覧会区域の区域外に所在する施設であって、第１条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを対象施設として指定することができる。この場合において、知事は当該対象施設の敷地又は区域を併せて指定するものとする。

３　知事は、第１項の規定により対象博覧会区域を指定する場合並びに前項の規定により対象施設及びその敷地又は区域を指定する場合は、期間を定めて指定するものとする。

４　知事は、第１項の規定により対象博覧会区域を指定する場合並びに第２項の規定により対象施設及びその敷地又は区域を指定する場合は、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならない。

５　知事は、第１項の規定により対象博覧会区域を指定する場合にあってはその旨、期間及びその区域を、第２項の規定により対象施設及びその敷地又は区域を指定する場合にあってはその旨、期間

並びに当該対象施設の名称、所在地及びその敷地又は区域を告示しなければならない。

6　知事は、対象博覧会区域並びに対象施設及びその指定敷地等（第２項後段の規定により指定された敷地又は区域をいう。次条第２項第２号において同じ。）についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちにその指定を解除しなければならない。

7　知事は、前項の規定による指定の解除をするときは、その旨を告示しなければならない。

（対象区域の上空における小型無人機等の飛行の禁止）

第４条　何人も、前条第３項の規定により知事が定める期間については、対象区域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。

2　前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行については、適用しない。

⑴　博覧会協会又はその同意を得た者が対象博覧会区域の上空において行う小型無人機等の飛行

⑵　対象施設及びその指定敷地等の所有者、占有者（正当な権原を有する者に限る。）若しくは管理者又はその同意を得た者が当該対象施設の指定敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行

⑶　国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機等の飛行（対象博覧会区域の上空において行う小型無人機等の飛行にあっては、緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、第１号の同意を得る時間的余裕がない場合に限る。）

3　前項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象区域を管轄する警察署長（当該対象区域が２以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）を経由して、公安委員会に通報しなければならない。

4　前項の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の48時間前（公安委員会が緊急やむを得ないと認める場合にあっては、小型無人機等の飛行を開始する前）までに行わなければならない。

（適用除外）

第５条　前条の規定は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第２条第２項に規定する対象施設周辺地域（同条第１項第１号ヘ及び第２号に掲げる施設に係るものに限る。）の上空における小型無人機等の飛行であって、当該小型無人機等の飛行に関し同法第10条第３項の規定により公安委員会に通報した者が行う当該小型無人機等の飛行については、適用しない。

（関係機関への協力要請）

第６条　知事は、この条例の施行に関し、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

2　公安委員会は、第３条の規定による対象博覧会区域の指定等並びに第４条第３項の規定による通報に関し、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

3　博覧会協会は、第４条第２項第１号の同意に関し、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

（円滑な準備及び運営の確保のための措置）

第７条　警察官は、第４条第１項又は第３項の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象区域の上空から退去させることその他の博覧会の円滑な準備及び運営の確保のため

に必要な措置をとることを命ずることができる。

２　前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官は、博覧会の円滑な準備及び運営の確保のためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

３　県は、前項の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（第４条第１項又は第３項の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（罰則）

第８条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

⑴　第４条第１項の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者

⑵　前条第１項の規定による警察官の命令に違反した者

附　則

１　この条例は、令和９年２月１日から施行する。

２　この条例は、令和９年９月26日限り、その効力を失う。

３　この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

２０２７年国際園芸博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の規制等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第97号議案

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネットの項中「藤沢市藤沢496番地藤沢森井ビル」を「藤沢市鵠沼石上一丁目５番９号メガサンエスビル６階」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人コドモノトナリ	横浜市都筑区すみれが丘35番地10	令和８年１月１日から 令和13年12月31日まで

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第98号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表16の６の項中「藤沢市」の次に「、秦野市」を、「大磯町」の次に「、中井町」を加え、同表41の項中㊶を㊷とし、㉞から㊵までを１ずつ繰り下げ、㉝の次に次のように加える。

㉞　政令第４条の７の規定により、病院を開設する一般社団法人（公益社団法人を除く。）の計算書類等の届出を受理すること。

別表41の項中「㉝まで及び㉟から㊳まで」を「㉞まで及び㊱から㊴まで」に、「左欄㊴」を「左欄㊵」に、「㊵及び㊶」を「㊶及び㊷」に改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前にされた農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項、第20条又は第21条第２項に規定する認可又は承認の申請に係る同法第18条第１項及び第７項、第20条並びに第21条第２項の規定による事務については、改正後の別表16の６の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第99号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第１条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第１中５の項から８の項までを削り、９の項を５の項とし、10の項を６の項とし、11の項を７の項とし、12の項を削る。

別表第２中５の項及び６の項を削り、７の項を５の項とし、８の項から10の項までを削り、11の項を６の項とし、11の２の項を削り、11の３の項を７の項とし、12の項から15の項までを４項ずつ繰り上げ、同表16の項中「（以下「生活保護法による保護関係情報」という。）」を削り、同項を同表12の項とし、同表中16の２の項を削り、17の項を13の項とし、同表18の項中「別表第１の10の項の右欄」を「別表第１の６の項の右欄」に改め、同項を同表14の項とし、同表中19の項を15の項とし、20の項を16の項とする。

別表第３の３の項中「別表第２の15の項の中欄」を「別表第２の11の項の中欄」に改め、同表中４の項及び５の項を削り、６の項を４の項とし、７の項を５の項とし、８の項を６の項とし、９の項を削る。

第２条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１中３の項を削り、４の項を３の項とし、５の項を４の項とし、６の項を５の項とし、７の項を削る。

別表第２の７の項中「。以下「難病法」という。」を削り、同表10の項事務の欄を次のように改める。

生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の11の項中１から10までを削り、11を１とし、12を２とし、同表14の項中「別表第１の６の項の右欄」を「別表第１の５の項の右欄」に改める。

別表第３の３の項特定個人情報の欄を次のように改める。

特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの

別表第３の６の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年３月１日から施行する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第１項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令等の施行に伴い、準法定事務に定められた事務を削除するなど、所要の改定をしたいので提案するものであります。

定県第100号議案

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第２項の表中

「

神奈川県横浜川崎治水事務所	横浜市西区岡野２丁目12番20号	を

」

「

神奈川県横浜治水事務所	横浜市神奈川区浦島丘４番地	に改める。

」

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

横浜川崎治水事務所の移転及び名称変更を行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第101号議案

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分		単位	金額			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱		１本	2,890円	2,290円	1,910円	1,810円
第二種電柱			4,440円	3,510円	2,940円	2,770円
第三種電柱			5,990円	4,740円	3,960円	3,740円
第一種電話柱			2,580円	2,040円	1,710円	1,610円
第二種電話柱			4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
第三種電話柱			5,680円	4,490円	3,760円	3,550円
その他の柱類			260円	200円	170円	160円
共架電線		共架する電柱１本	2,020円	1,600円	1,340円	1,270円
看板		表示面積１平方メートル	8,970円	4,640円	1,360円	950円
標識		１本	4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートル	110円	86円	72円	68円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円	97円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230円	180円	150円	140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310円	250円	200円	190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		460円	370円	310円	290円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		620円	490円	410円	390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,080円	860円	720円	680円

	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの	1,550円	1,230円	1,020円	970円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの	3,100円	2,450円	2,050円	1,940円
	外径が２メートル以上のもの	6,200円	4,900円	4,100円	3,870円

別表の備考２中「、足柄下郡真鶴町」を削り、同表の備考３中「足柄下郡箱根町」の次に「、同郡真鶴町」を加える。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料で次に掲げるものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

⑴　この条例の施行の際現にこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料を納入しているものの当該納入している期間に係る使用料

⑵　使用の許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものの施行日から使用開始日（最初に使用することができる日をいう。）に応当する令和９年４月中の日の前日までの期間に係る使用料（前号に掲げる使用料を除く。）

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第102号議案

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第２の２　占用料⑴の表中

「

1,630円	1,940円
2,510円	2,980円
3,380円	4,030円
1,460円	1,740円
2,330円	2,780円
3,200円	3,820円
150円	170円
1,330円	4,310円
2,330円	2,780円
61円	73円
87円	100円
130円	160円
170円	210円
260円	310円
350円	420円
610円	730円
870円	1,040円
1,750円	2,080円
3,500円	4,160円
15円	17円
9円	10円

」を「

1,910円	2,290円
2,940円	3,510円
3,960円	4,740円
1,710円	2,040円
2,730円	3,270円
3,760円	4,490円
170円	200円
1,360円	4,640円
2,730円	3,270円
72円	86円
100円	120円
150円	180円
200円	250円
310円	370円
410円	490円
720円	860円
1,020円	1,230円
2,050円	2,450円
4,100円	4,900円
17円	20円
10円	12円

」に改める。

別表第３の１　土砂採取料の表中「300円」を「360円」に改める。

別表第３の２　占用料の表中

「

250円	270円
560円	590円
990円	1,060円
3,000円	3,120円

「

300円	320円
670円	700円
1,040円	1,120円
3,600円	3,720円

720円	760円
1,630円	1,940円
2,510円	2,980円
3,380円	4,030円
1,460円	1,740円
2,330円	2,780円
3,200円	3,820円
150円	170円
1,530円	1,600円
1,330円	4,310円
61円	73円
87円	100円
130円	160円
170円	210円
260円	310円
350円	420円
610円	730円
870円	1,040円
1,750円	2,080円
3,500円	4,160円
15円	17円
9円	10円

」

を

860円	900円
1,910円	2,290円
2,940円	3,510円
3,960円	4,740円
1,710円	2,040円
2,730円	3,270円
3,760円	4,490円
170円	200円
1,830円	1,920円
1,360円	4,640円
72円	86円
100円	120円
150円	180円
200円	250円
310円	370円
410円	490円
720円	860円
1,020円	1,230円
2,050円	2,450円
4,100円	4,900円
17円	20円
10円	12円

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２の２　占用料⑴の表及び別表第３の２　占用料の表の規定は、神奈川県漁港管理条例又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）の規定による占用の許可に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第１項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第３の１　土砂採取料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、県が管理する漁港施設及び公共空地等に係る占用料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第103号議案

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分		使用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		使用面積１平方メートル１年	380円	320円	300円	300円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）			840円	700円	670円	660円
第一種電柱		１本１年	2,890円	2,290円	1,910円	1,810円
第二種電柱			4,440円	3,510円	2,940円	2,770円
第三種電柱			5,990円	4,740円	3,960円	3,740円
第一種電話柱			2,580円	2,040円	1,710円	1,610円
第二種電話柱			4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
第三種電話柱			5,680円	4,490円	3,760円	3,550円
鉄塔		使用面積１平方メートル１年	2,280円	1,920円	1,830円	1,800円
その他の柱類		１本１年	260円	200円	170円	160円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	26円	20円	17円	16円
地下に設ける電線その他の線類			15円	12円	10円	9円
	外径が0.07メートル未満のもの		110円	86円	72円	68円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円	97円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230円	180円	150円	140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310円	250円	200円	190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		460円	370円	310円	290円

管類	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		620円	490円	410円	390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,080円	860円	720円	680円
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		1,550円	1,230円	1,020円	970円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの		3,100円	2,450円	2,050円	1,940円
	外径が２メートル以上のもの		6,200円	4,900円	4,100円	3,870円
看板		表示面積１平方メートル１年	8,970円	4,640円	1,360円	950円
農耕地、牧草地等		使用面積１平方メートル１年	16円	14円	13円	13円
土石の採取	砂	採取量１立方メートル	310円			
	砂利（径が６センチメートル以下のものをいう。）		360円			
	栗石（径が６センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）		430円			
	玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）		550円			
	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）		630円			
	混合土石		320円			

別表の備考１⑵中「、足柄下郡真鶴町」を削り、同表の備考１⑶中「足柄下郡箱根町」の次に「、同郡真鶴町」を加える。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第６項の規定による許可を受けている土石の採取に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、法定外公共用財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第104号議案

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の２　都市公園の占用許可による使用料の表中表の部分を次のように改める。

占用物件		使用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱		１本１年	2,890円	2,290円	1,910円	1,810円
第二種電柱			4,440円	3,510円	2,940円	2,770円
第三種電柱			5,990円	4,740円	3,960円	3,740円
第一種電話柱			2,580円	2,040円	1,710円	1,610円
第二種電話柱			4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
第三種電話柱			5,680円	4,490円	3,760円	3,550円
鉄塔		占用面積１平方メートル１年	4,350円	3,270円	2,600円	2,410円
その他の柱類		１本１年	260円	200円	170円	160円
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）		長さ１メートル１年	26円	20円	17円	16円
地下に設ける電線その他の線類			15円	12円	10円	9円
特別高圧架空電線	使用電圧が７千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの	占用面積１平方メートル１年	1,300円	980円	780円	720円
	使用電圧が17万ボルト以上のもの		2,170円	1,630円	1,300円	1,200円
公衆電話所		１個１年	5,170円	4,090円	3,410円	3,230円
郵便差出箱及び信書便差出箱			2,170円	1,720円	1,430円	1,350円
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メー	110円	86円	72円	68円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円	97円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230円	180円	150円	140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310円	250円	200円	190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		460円	370円	310円	290円

管類	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	トル１年	620円	490円	410円	390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,080円	860円	720円	680円
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		1,550円	1,230円	1,020円	970円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの		3,100円	2,450円	2,050円	1,940円
	外径が２メートル以上のもの		6,200円	4,900円	4,100円	3,870円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		占用面積１平方メートル１年	4,490円	2,320円	680円	470円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの			2,690円	1,390円	410円	280円
標識		１本１年	4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
その他のもの		占用面積１平方メートル１日	43円	32円	26円	24円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、都市公園の占用許可による使用料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第105号議案

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県道路占用料等徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条、第４条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第一種電柱	１本１年	2,890円	2,290円	1,910円	1,810円
	第二種電柱		4,440円	3,510円	2,940円	2,770円
	第三種電柱		5,990円	4,740円	3,960円	3,740円
	第一種電話柱		2,580円	2,040円	1,710円	1,610円
	第二種電話柱		4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
	第三種電話柱		5,680円	4,490円	3,760円	3,550円
	その他の柱類		260円	200円	170円	160円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートル１年	26円	20円	17円	16円
	地下に設ける電線その他の線類		15円	12円	10円	9円
	路上に設ける変圧器	１個１年	2,530円	2,000円	1,670円	1,580円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートル１年	1,550円	1,230円	1,020円	970円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個１年	5,170円	4,090円	3,410円	3,230円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,170円	1,720円	1,430円	1,350円
	広告塔	表示面積１平方メートル１年	8,970円	4,640円	1,360円	950円
	その他のもの	占用面積１平方メートル１年	5,170円	4,090円	3,410円	3,230円
	外径が0.07メートル未満のもの		110円	86円	72円	68円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円	97円

法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			長さ１メートル１年	230円	180円	150円	140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				310円	250円	200円	190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				460円	370円	310円	290円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				620円	490円	410円	390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				1,080円	860円	720円	680円
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの				1,550円	1,230円	1,020円	970円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの				3,100円	2,450円	2,050円	1,940円
	外径が２メートル以上のもの				6,200円	4,900円	4,100円	3,870円
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートル１年	15円	12円	10円	9円
			その他のもの		52円	41円	34円	32円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本１年	4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートル１年	2,580円	2,040円	1,710円	1,610円
			地下に設けるもの		1,550円	1,230円	1,020円	970円
	その他のもの				5,170円	4,090円	3,410円	3,230円
法第32条第１項第４号に掲げる施設	歩廊			占用面積１平方メートル１年	260円	250円	220円	220円
	その他のもの				550円	390円	220円	220円
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が１のもの		A×0.004			
			階数が２のもの		A×0.006			
			階数が３以上のもの		A×0.008			

	上空に設ける通路			4,490円	2,320円	680円	470円
	地下に設ける通路			2,690円	1,390円	410円	280円
	その他のもの			550円	390円	220円	220円
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートル１日	90円	46円	14円	9円
	その他のもの		占用面積１平方メートル１月	900円	460円	140円	95円
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートル１月	900円	460円	140円	95円
		その他のもの	表示面積１平方メートル１年	8,970円	4,640円	1,360円	950円
	標識		１本１年	4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本１日	90円	46円	14円	9円
		その他のもの	１本１月	900円	460円	140円	95円
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートル１日	90円	46円	14円	9円
		その他のもの	その面積１平方メートル１月	900円	460円	140円	95円
	アーチ	車道を横断するもの	１基１月	8,970円	4,640円	1,360円	950円
		その他のもの		4,490円	2,320円	680円	470円
政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートル１年	5,170円	4,090円	3,410円	3,230円
政令第７条第３号に掲げる施設				A×0.034			
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートル１月	900円	460円	140円	95円
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				520円	410円	340円	320円
	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			A×0.01	A×0.011	A×0.013	A×0.014

政令第７条第８号に掲げる施設	上空に設けるもの		占用面積１平方メートル１年	A×0.018			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		A×0.004			
		階数が２のもの		A×0.006			
		階数が３以上のもの		A×0.008			
	その他のもの			A×0.026			
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.022
	その他のもの			A×0.009	A×0.011	A×0.012	A×0.015
政令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			A×0.024			
	その他のもの			A×0.009	A×0.011	A×0.012	A×0.015
政令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.022
	上空に設けるもの			A×0.024			
	その他のもの			A×0.034			
政令第７条第12号に掲げる器具				A×0.026			
政令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.022
	上空に設けるもの			A×0.024			
	その他のもの			A×0.034			
政令第７条第14号及び第15号に掲げる施設				A×0.034			

別表の備考２⑵中「、足柄下郡真鶴町」を削り、同表の備考２⑶中「足柄下郡箱根町」の次に「、同郡真鶴町」を加える。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

道路法施行令の一部改正等により、国が管理する道路の占用料の額が見直されたこと等を踏まえ、県管理道路の占用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第106号議案

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第１の７　専用利用料の表の⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分		専用利用料			
		単位	港湾名		
			湘南港	葉山港、大磯港	真鶴港
第一種電柱		１本１年	2,890円	2,290円	1,910円
第二種電柱			4,440円	3,510円	2,940円
第三種電柱			5,990円	4,740円	3,960円
第一種電話柱			2,580円	2,040円	1,710円
第二種電話柱			4,130円	3,270円	2,730円
第三種電話柱			5,680円	4,490円	3,760円
その他の柱類			260円	200円	170円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	250円	190円	77円
地下に設ける電線その他の線類			130円	100円	41円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		110円	86円	72円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230円	180円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310円	250円	200円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		460円	370円	310円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		620円	490円	410円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,080円	860円	720円
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		1,550円	1,230円	1,020円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの		3,100円	2,450円	2,050円

	外径が２メートル以上のもの		6,200円	4,900円	4,100円
柵類			1,490円	1,150円	450円
看板		表示面積１平方メートル１年	8,970円	4,640円	1,360円

別表第２中表の部分を次のように改める。

区分		占用料等			
		単位	港湾名		
			湘南港	葉山港、大磯港	真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		占用面積１平方メートル１年	380円	320円	300円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）			840円	700円	670円
第一種電柱		１本１年	2,890円	2,290円	1,910円
第二種電柱			4,440円	3,510円	2,940円
第三種電柱			5,990円	4,740円	3,960円
第一種電話柱			2,580円	2,040円	1,710円
第二種電話柱			4,130円	3,270円	2,730円
第三種電話柱			5,680円	4,490円	3,760円
鉄塔		占用面積１平方メートル１年	2,280円	1,920円	1,830円
その他の柱類		１本１年	260円	200円	170円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	26円	20円	17円
地下に設ける電線その他の線類			15円	12円	10円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		110円	86円	72円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230円	180円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310円	250円	200円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		460円	370円	310円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		620円	490円	410円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,080円	860円	720円

	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		1,550円	1,230円	1,020円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの		3,100円	2,450円	2,050円
	外径が２メートル以上のもの		6,200円	4,900円	4,100円
柵類			1,100円	920円	880円
係船浮標、係船くい及び信号標		１基１年	1,080円	900円	860円
看板		表示面積１平方メートル１年	8,970円	4,640円	1,360円
海水浴施設、売店及びバンガロー		占用面積１平方メートル１月	370円	310円	300円
土砂の採取		採取量１立方メートル	360円		

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第１項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、港湾の施設の専用利用料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第107号議案

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第１土石等の採取の項を次のように改める。

土石等の採取	砂	採取量１立方メートルにつき 310円
	砂利（径が６センチメートル以下のものをいう。）	同 360円
	栗石（径が６センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）	同 430円
	玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）	同 550円
	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）	同 630円
	混合土石	同 320円
	竹木、あし、かや、埋もれ木、笹（ささ）及び蓴菜（じゅんさい）	その都度知事が別に定める額

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第２条関係）

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積１平方メートル１年	380円	320円	300円	300円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）		840円	700円	670円	660円
第一種電柱	１本１年	2,890円	2,290円	1,910円	1,810円
第二種電柱		4,440円	3,510円	2,940円	2,770円
第三種電柱		5,990円	4,740円	3,960円	3,740円
第一種電話柱		2,580円	2,040円	1,710円	1,610円
第二種電話柱		4,130円	3,270円	2,730円	2,580円
第三種電話柱		5,680円	4,490円	3,760円	3,550円

鉄塔		占用面積１平方メートル１年	2,280円	1,920円	1,830円	1,800円
その他の柱類		１本１年	260円	200円	170円	160円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	26円	20円	17円	16円
地下に設ける電線その他の線類			15円	12円	10円	9円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		110円	86円	72円	68円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円	97円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230円	180円	150円	140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310円	250円	200円	190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		460円	370円	310円	290円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		620円	490円	410円	390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,080円	860円	720円	680円
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		1,550円	1,230円	1,020円	970円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの		3,100円	2,450円	2,050円	1,940円
	外径が２メートル以上のもの		6,200円	4,900円	4,100円	3,870円
柵類			1,100円	920円	880円	860円
看板		表示面積１平方メートル１年	8,970円	4,640円	1,360円	950円
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設		占用面積１平方メートル１年	180円	150円	140円	140円
農耕地、牧草地等			16円	14円	13円	13円

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号）第25条の規定による許可を受けている土石等の採取に係る土石等採取料については、改正後の別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、土地の占用料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第108号議案

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分		占用料等			
		単位	所在地		
			第一級地	第二級地	第三級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		占用面積１平方メートル１年	380円	320円	300円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）			840円	700円	670円
第一種電柱		１本１年	2,890円	2,290円	1,910円
第二種電柱			4,440円	3,510円	2,940円
第三種電柱			5,990円	4,740円	3,960円
第一種電話柱			2,580円	2,040円	1,710円
第二種電話柱			4,130円	3,270円	2,730円
第三種電話柱			5,680円	4,490円	3,760円
鉄塔		占用面積１平方メートル１年	2,280円	1,920円	1,830円
その他の柱類		１本１年	260円	200円	170円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	26円	20円	17円
地下に設ける電線その他の線類			15円	12円	10円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		110円	86円	72円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150円	120円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230円	180円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310円	250円	200円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		460円	370円	310円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		620円	490円	410円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,080円	860円	720円
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		1,550円	1,230円	1,020円
	外径が１メートル以上２メートル未満のもの		3,100円	2,450円	2,050円
	外径が２メートル以上のもの		6,200円	4,900円	4,100円
柵類			1,100円	920円	880円
看板		表示面積１平方メートル１年	8,970円	4,640円	1,360円
海水浴施設、売店及びバンガロー		占用面積１平方メートル１月	370円	310円	300円
土石の採取	砂	採取量１立方メートル	310円		
	砂利（径が６センチメートル以下のものをいう。）		360円		
	栗石（径が６センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）		430円		
	玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）		550円		
	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）		630円		
	混合土石		320円		

別表の備考１⑵中「、同郡二宮町及び足柄下郡真鶴町」を「及び同郡二宮町」に改め、同表の備考１⑶中「及び足柄下郡湯河原町」を「、足柄下郡真鶴町及び同郡湯河原町」に改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に海岸法（昭和31年法律第101号）第８条第１項又は第37条の５の規定による許可を受けている土石の採取に係る土石採取料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、海岸保全区域等の占用料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第109号議案

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年神奈川県条例第８号）の一部を次のように改正する。

第17条中「それぞれ」及び「又は第二級地」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、真鶴町の所在地区分を変更するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第110号議案

神奈川県科学技術政策大綱の変更について

神奈川県科学技術政策大綱を別冊のとおり変更するものとする。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県科学技術政策大綱を変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第３条第１項の規定により提案するものであります。

定県第111号議案

工事請負契約の締結について

産業技術短期大学校東キャンパス空調設備更新工事請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　株式会社ビオン工業
　　代表取締役　原　田　篤　史

2　請負契約金額　　11億1,813万8,560円

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

産業技術短期大学校東キャンパス空調設備更新工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第112号議案

工事請負契約の締結について

県営横内団地公営住宅新築工事（２期－建築－第１工区）請負契約を次により締結するものとする。

１　請負契約者名　　アイグステック・相陽建設特定建設工事共同企業体
代表者　アイグステック株式会社
代表取締役　塩　谷　政　志

２　請負契約金額　　14億9,259万円

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

県営横内団地公営住宅新築工事（２期－建築－第１工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第113号議案

工事請負契約の締結について

県営横内団地公営住宅新築工事（２期－建築－第２工区）請負契約を次により締結するものとする。

１　請負契約者名　　門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体
代表者　株式会社門倉組
代表取締役　松　村　大　輔

２　請負契約金額　　９億8,836万1,000円

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

県営横内団地公営住宅新築工事（２期－建築－第２工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第114号議案

工事請負契約の締結について

川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（電気）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　井上電気株式会社
　　代表取締役　可　兒　克　利

2　請負契約金額　　12億2,157万5,080円

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（電気）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第115号議案

債権の放棄について

次の債権を放棄するものとする。

1　農業改良資金貸付金に係る返還金

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
佐藤　栄二	横浜市金沢区東朝比奈３丁目15番１－109号	7,771,000円及び違約金	7,771,000円及び違約金	債務者の破産
計　１　名		7,771,000円及び違約金	7,771,000円及び違約金	

2　新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
土方　まゆみ	伊勢原市笠窪465番地の１　鶴巻エイトハイムＢ－202号	円 590,000	円 590,000	債務者の死亡及び相続人の相続放棄
計　１　名		590,000	590,000	

3　中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金に係る返還金

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
株式会社セラム・グループ 代表取締役 山口　陽一	相模原市中央区並木一丁目７番26号１Ｆ	円 9,968,930	円 9,968,930	債務者の破産
計　１　名		9,968,930	9,968,930	

4　中小企業高度化資金貸付金に係る利息

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
テクノ壱番館協同組合 代表理事　石川　清	横須賀市平成町二丁目１番地	円 35,628,747	円 35,628,747	県の実質的な回収額が取立費用に満たないため
計　１　名		35,628,747	35,628,747	

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

農業改良資金貸付金に係る返還金等の４債権を放棄したいので、地方自治法第96条第１項の規定により提案するものであります。

定県第116号議案

損害賠償の額の決定について

次により損害賠償の額の決定をするものとする。

1　件　　名　県警察交通部第二交通機動隊の隊員による不適正な交通違反取締り等により生じた損害に係る損害賠償

2　損害賠償の相手方及び損害賠償の額

項番	損害賠償の相手方	損害賠償の額（円）
1	北海道札幌市在住　個人	280
2	宮城県仙台市在住　個人	1,998
3	宮城県仙台市在住　個人	148
4	茨城県つくば市在住　個人	1,960
5	茨城県筑西市在住　個人	480
6	栃木県宇都宮市在住　個人	440
7	群馬県高崎市在住　個人	500
8	群馬県玉村町在住　個人	196
9	埼玉県さいたま市在住　個人	1,588
10	埼玉県さいたま市在住　個人	1,140
11	埼玉県川越市在住　個人	1,520
12	埼玉県川越市在住　個人	1,122
13	埼玉県川越市在住　個人	456
14	埼玉県東松山市在住　個人	1,664
15	埼玉県春日部市在住　個人	1,058
16	埼玉県狭山市在住　個人	1,604
17	埼玉県狭山市在住　個人	1,456
18	埼玉県草加市在住　個人	1,622
19	埼玉県越谷市在住　個人	1,058
20	埼玉県入間市在住　個人	2,294
21	埼玉県志木市在住　個人	974
22	埼玉県和光市在住　個人	1,496
23	埼玉県久喜市在住　個人	2,176
24	埼玉県久喜市在住　個人	608
25	埼玉県八潮市在住　個人	1,662
26	埼玉県富士見市在住　個人	1,664
27	埼玉県三郷市在住　個人	1,484
28	埼玉県坂戸市在住　個人	1,662
29	埼玉県坂戸市在住　個人	1,530
30	埼玉県ふじみ野市在住　個人	1,916
31	埼玉県杉戸町在住　個人	1,708
32	千葉県千葉市在住　個人	418

33	千葉県千葉市在住　個人	336
34	千葉県千葉市在住　個人	314
35	千葉県市川市在住　個人	2,456
36	千葉県船橋市在住　個人	1,092
37	千葉県船橋市在住　個人	104
38	千葉県船橋市在住　個人	84
39	千葉県松戸市在住　個人	684
40	千葉県野田市在住　個人	948
41	千葉県柏市在住　個人	1,920
42	千葉県柏市在住　個人	540
43	千葉県柏市在住　個人	248
44	千葉県市原市在住　個人	760
45	千葉県市原市在住　個人	4
46	千葉県流山市在住　個人	1,172
47	千葉県鎌ケ谷市在住　個人	840
48	千葉県鎌ケ谷市在住　個人	816
49	千葉県君津市在住　個人	4,404
50	千葉県浦安市在住　個人	1,196
51	千葉県浦安市在住　個人	754
52	千葉県四街道市在住　個人	1,416
53	千葉県四街道市在住　個人	920
54	千葉県白井市在住　個人	1,526
55	千葉県南房総市在住　個人	3,940
56	東京都港区在住　個人	376
57	東京都港区在住　個人	332
58	東京都港区在住　個人	302
59	東京都港区在住　個人	300
60	東京都港区在住　個人	26
61	東京都新宿区在住　個人	1,056
62	東京都新宿区在住　個人	382
63	東京都文京区在住　個人	4,184
64	東京都台東区在住　個人	548
65	東京都台東区在住　個人	92
66	東京都墨田区在住　個人	418
67	東京都墨田区在住　個人	372
68	東京都墨田区在住　個人	372
69	東京都江東区在住　個人	2,120
70	東京都品川区在住　個人	1,088
71	東京都目黒区在住　個人	514
72	東京都目黒区在住　個人	382
73	東京都目黒区在住　個人	340

74	東京都大田区在住　個人	1,584
75	東京都大田区在住　個人	1,280
76	東京都大田区在住　個人	360
77	東京都世田谷区在住　個人	1,184
78	東京都世田谷区在住　個人	1,016
79	東京都世田谷区在住　個人	996
80	東京都世田谷区在住　個人	976
81	東京都世田谷区在住　個人	920
82	東京都世田谷区在住　個人	920
83	東京都世田谷区在住　個人	880
84	東京都世田谷区在住　個人	816
85	東京都世田谷区在住　個人	600
86	東京都世田谷区在住　個人	514
87	東京都世田谷区在住　個人	496
88	東京都世田谷区在住　個人	432
89	東京都世田谷区在住　個人	418
90	東京都世田谷区在住　個人	418
91	東京都世田谷区在住　個人	356
92	東京都世田谷区在住　個人	284
93	東京都渋谷区在住　個人	15,062
94	東京都渋谷区在住　個人	434
95	東京都渋谷区在住　個人	272
96	東京都中野区在住　個人	472
97	東京都中野区在住　個人	420
98	東京都杉並区在住　個人	920
99	東京都杉並区在住　個人	746
100	東京都杉並区在住　個人	524
101	東京都豊島区在住　個人	4,880
102	東京都豊島区在住　個人	3,744
103	東京都荒川区在住　個人	62
104	東京都板橋区在住　個人	1,000
105	東京都板橋区在住　個人	466
106	東京都板橋区在住　個人	400
107	東京都練馬区在住　個人	1,288
108	東京都練馬区在住　個人	418
109	東京都練馬区在住　個人	394
110	東京都練馬区在住　個人	154
111	東京都練馬区在住　個人	154
112	東京都足立区在住　個人	504
113	東京都葛飾区在住　個人	148
114	東京都葛飾区在住　個人	84

115	東京都江戸川区在住　個人	6,586
116	東京都江戸川区在住　個人	756
117	東京都江戸川区在住　個人	378
118	東京都江戸川区在住　個人	112
119	東京都江戸川区在住　個人	22
120	東京都八王子市在住　個人	1,628
121	東京都八王子市在住　個人	1,272
122	東京都八王子市在住　個人	872
123	東京都八王子市在住　個人	852
124	東京都八王子市在住　個人	660
125	東京都八王子市在住　個人	370
126	東京都三鷹市在住　個人	14,790
127	東京都青梅市在住　個人	1,606
128	東京都青梅市在住　個人	1,316
129	東京都青梅市在住　個人	1,272
130	東京都府中市在住　個人	732
131	東京都府中市在住　個人	452
132	東京都調布市在住　個人	158
133	東京都町田市在住　個人	1,310
134	東京都町田市在住　個人	1,026
135	東京都町田市在住　個人	1,026
136	東京都町田市在住　個人	808
137	東京都町田市在住　個人	532
138	東京都小平市在住　個人	710
139	東京都日野市在住　個人	1,056
140	東京都日野市在住　個人	766
141	東京都東大和市在住　個人	812
142	東京都清瀬市在住　個人	794
143	東京都武蔵村山市在住　個人	796
144	東京都あきる野市在住　個人	1,096
145	東京都あきる野市在住　個人	792
146	東京都西東京市在住　個人	774
147	東京都西東京市在住　個人	548
148	東京都西東京市在住　個人	480
149	東京都日の出町在住　個人	636
150	神奈川県横浜市在住　個人	7,896
151	神奈川県横浜市在住　個人	1,918
152	神奈川県横浜市在住　個人	1,878
153	神奈川県横浜市在住　個人	1,798
154	神奈川県横浜市在住　個人	1,768
155	神奈川県横浜市在住　個人	1,650

156	神奈川県横浜市在住　個人	1,466
157	神奈川県横浜市在住　個人	1,318
158	神奈川県横浜市在住　個人	1,314
159	神奈川県横浜市在住　個人	1,194
160	神奈川県横浜市在住　個人	1,158
161	神奈川県横浜市在住　個人	1,110
162	神奈川県横浜市在住　個人	958
163	神奈川県横浜市在住　個人	838
164	神奈川県横浜市在住　個人	702
165	神奈川県横浜市在住　個人	600
166	神奈川県横浜市在住　個人	538
167	神奈川県横浜市在住　個人	516
168	神奈川県横浜市在住　個人	462
169	神奈川県横浜市在住　個人	398
170	神奈川県横浜市在住　個人	66
171	神奈川県川崎市在住　個人	1,862
172	神奈川県川崎市在住　個人	1,726
173	神奈川県川崎市在住　個人	1,494
174	神奈川県川崎市在住　個人	1,476
175	神奈川県川崎市在住　個人	1,318
176	神奈川県川崎市在住　個人	1,318
177	神奈川県川崎市在住　個人	872
178	神奈川県川崎市在住　個人	858
179	神奈川県川崎市在住　個人	292
180	神奈川県相模原市在住　個人	1,942
181	神奈川県相模原市在住　個人	1,886
182	神奈川県相模原市在住　個人	1,122
183	神奈川県相模原市在住　個人	918
184	神奈川県相模原市在住　個人	754
185	神奈川県相模原市在住　個人	694
186	神奈川県相模原市在住　個人	688
187	神奈川県相模原市在住　個人	482
188	神奈川県平塚市在住　個人	2,782
189	神奈川県平塚市在住　個人	2,200
190	神奈川県平塚市在住　個人	2,078
191	神奈川県平塚市在住　個人	1,524
192	神奈川県平塚市在住　個人	1,422
193	神奈川県平塚市在住　個人	1,342
194	神奈川県平塚市在住　個人	1,202
195	神奈川県平塚市在住　個人	704
196	神奈川県平塚市在住　個人	704

197	神奈川県平塚市在住　個人	562
198	神奈川県平塚市在住　個人	378
199	神奈川県鎌倉市在住　個人	2,400
200	神奈川県鎌倉市在住　個人	2,032
201	神奈川県鎌倉市在住　個人	1,696
202	神奈川県鎌倉市在住　個人	1,418
203	神奈川県鎌倉市在住　個人	1,418
204	神奈川県鎌倉市在住　個人	1,196
205	神奈川県鎌倉市在住　個人	520
206	神奈川県藤沢市在住　個人	9,500
207	神奈川県藤沢市在住　個人	1,778
208	神奈川県藤沢市在住　個人	1,676
209	神奈川県藤沢市在住　個人	1,612
210	神奈川県藤沢市在住　個人	1,612
211	神奈川県藤沢市在住　個人	1,402
212	神奈川県藤沢市在住　個人	1,398
213	神奈川県藤沢市在住　個人	1,384
214	神奈川県藤沢市在住　個人	1,320
215	神奈川県藤沢市在住　個人	1,296
216	神奈川県藤沢市在住　個人	1,182
217	神奈川県藤沢市在住　個人	998
218	神奈川県藤沢市在住　個人	984
219	神奈川県藤沢市在住　個人	940
220	神奈川県藤沢市在住　個人	940
221	神奈川県藤沢市在住　個人	940
222	神奈川県藤沢市在住　個人	722
223	神奈川県藤沢市在住　個人	670
224	神奈川県藤沢市在住　個人	624
225	神奈川県藤沢市在住　個人	622
226	神奈川県藤沢市在住　個人	622
227	神奈川県藤沢市在住　個人	622
228	神奈川県藤沢市在住　個人	522
229	神奈川県藤沢市在住　個人	382
230	神奈川県小田原市在住　個人	2,142
231	神奈川県小田原市在住　個人	1,746
232	神奈川県小田原市在住　個人	1,546
233	神奈川県小田原市在住　個人	980
234	神奈川県小田原市在住　個人	540
235	神奈川県小田原市在住　個人	420
236	神奈川県小田原市在住　個人	400
237	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	1,546

238	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	1,426
239	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	1,320
240	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	1,162
241	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	1,162
242	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	1,102
243	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	1,002
244	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	762
245	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	746
246	神奈川県茅ケ崎市在住　個人	666
247	神奈川県秦野市在住　個人	1,928
248	神奈川県秦野市在住　個人	922
249	神奈川県秦野市在住　個人	248
250	神奈川県厚木市在住　個人	1,402
251	神奈川県厚木市在住　個人	1,194
252	神奈川県厚木市在住　個人	740
253	神奈川県厚木市在住　個人	222
254	神奈川県大和市在住　個人	1,110
255	神奈川県大和市在住　個人	1,048
256	神奈川県大和市在住　個人	816
257	神奈川県海老名市在住　個人	2,476
258	神奈川県海老名市在住　個人	1,322
259	神奈川県海老名市在住　個人	922
260	神奈川県海老名市在住　個人	922
261	神奈川県海老名市在住　個人	568
262	神奈川県海老名市在住　個人	440
263	神奈川県座間市在住　個人	1,216
264	神奈川県座間市在住　個人	482
265	神奈川県綾瀬市在住　個人	2,288
266	神奈川県綾瀬市在住　個人	170
267	神奈川県寒川町在住　個人	1,840
268	神奈川県寒川町在住　個人	1,802
269	神奈川県寒川町在住　個人	484
270	神奈川県大磯町在住　個人	1,080
271	神奈川県二宮町在住　個人	1,690
272	神奈川県中井町在住　個人	1,690
273	神奈川県開成町在住　個人	5,588
274	神奈川県箱根町在住　個人	2,000
275	神奈川県箱根町在住　個人	1,866
276	神奈川県湯河原町在住　個人	2,926
277	神奈川県湯河原町在住　個人	1,866
278	神奈川県愛川町在住　個人	922

279	石川県金沢市在住　個人	64
280	石川県七尾市在住　個人	6,948
281	静岡県静岡市在住　個人	2,380
282	静岡県沼津市在住　個人	1,140
283	静岡県沼津市在住　個人	860
284	静岡県沼津市在住　個人	300
285	静岡県熱海市在住　個人	1,600
286	静岡県熱海市在住　個人	1,024
287	静岡県三島市在住　個人	4,040
288	静岡県三島市在住　個人	1,320
289	静岡県伊東市在住　個人	2,140
290	静岡県伊東市在住　個人	1,166
291	静岡県伊東市在住　個人	716
292	静岡県伊東市在住　個人	700
293	静岡県伊東市在住　個人	680
294	静岡県富士市在住　個人	740
295	静岡県清水町在住　個人	1,600
296	愛知県名古屋市在住　個人	980
297	愛知県豊橋市在住　個人	840
298	愛知県春日井市在住　個人	1,940
299	滋賀県草津市在住　個人	700
300	滋賀県高島市在住　個人	1,340
301	大阪府高槻市在住　個人	320
302	兵庫県朝来市在住　個人	17,610
303	島根県出雲市在住　個人	272
304	岡山県新見市在住　個人	4,840
305	香川県三豊市在住　個人	2,240
306	福岡県福岡市在住　個人	40
307	長崎県南島原市在住　個人	3,620

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県警察交通部第二交通機動隊の隊員による不適正な交通違反取締り等により生じた損害に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第１項の規定により提案するものであります。

定県第117号議案

当せん金付証票の発売について

令和９年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第４条第１項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを次のとおり発売するものとする。

発売総額260億円以内

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

当せん金付証票法第４条第１項の規定により、令和９年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

定県第118号議案

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所第三期中期目標

前文

（県立産業技術総合研究所の役割）

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「ＫＩＳＴＥＣ」という。）は、県内企業を中心とする産業界から信頼される試験研究機関として、イノベーションの創出を支援し、県内産業と科学技術の振興を図ることにより、豊かで質の高い県民生活の実現と地域経済の発展に貢献するとともに、大学や他機関と連携し、基礎研究から事業化まで一貫した企業支援を行う企業支援ネットワークの中心的機関としての役割を担っている。

（第二期中期目標期間の評価）

ＫＩＳＴＥＣは、第二期の中期目標期間（令和４年度から令和８年度まで）に、「研究開発」「技術支援」「事業化支援」「人材育成」「連携交流」の５つの柱である各事業において、着実な成果を残すとともに、カーボンニュートラルの実現や、急速な産業構造の変化等、社会課題の解決に向けた、総合的な企業支援に積極的に取り組んだ。

また、組織の適応力を向上させることにより、経営資源の有効な活用、拠点の機能強化が進み、効果的・効率的な組織運営体制を構築した。さらに、経営努力による収入を活用し設備機器を更新するなど、常にサービスの向上に努めることにより、一層強固で安定した経営基盤を確立したものと評価している。

（社会状況）

不確実性の増す世界情勢により、地政学的リスクは一層高まり、物資不足、物価高騰をはじめとした様々な問題が長期化、複雑化してきている。その結果、製造業を中心に、サプライチェーンの再構築や事業構造の転換、製造基盤の強化など、外部環境の変化への柔軟な対応や求められる研究開発やイノベーション等のあり方も大きな転換点を迎えている。

加えて、生物多様性の保全や回復など、持続可能な社会の実現に向けた取組も進められており、産業を取り巻く環境はより多様化している。

また、出生数の減少に伴い、生産年齢人口が減少することに加えて、総労働時間の減少、働き方の多様化などによる労働力不足は、社会全体における大きな課題である。

さらに、求められる技術やビジネスモデルの変化に対応するため、従業員の能力を再開発するリスキリングも必要となっている。こうした中、多様な社会課題の解決の切り札と期待されているものが、ＡＩ技術である。目覚ましい勢いで進化しているこのＡＩ技術は、新たな産業を創出し、経済成長と社会全体の持続的な発展を支える重要な技術として大きな可能性を有している。また、ＡＩとロボット技術の融合など、新たな技術の進展も見込まれている。そのため、今後はＡＩが生み出す情報を正しく理解するとともに、新たな発想や価値の創造を支える手段として、ＡＩ技術を有効に活用していくことが大変重要となっている。

（第三期中期目標期間に向けた期待）

ＫＩＳＴＥＣは、これまで技術相談や試験計測など公設試験研究機関としての基本的な役割を確実に果たすとともに、基礎研究から事業化までの一連の企業支援を行うことにより、県内産業の振興と豊かで質の高い県民生活の実現に積極的に取り組んできた。

第三期中期目標期間においては、これまでの取組を一層充実させるとともに、カーボンニュートラルへの対応、労働力不足、デジタル格差の拡大、国際競争力の低下等、社会を取り巻く課題の解決に資する研究開発などを一層推し進め、さらに新たな成長産業の創出、育成に向けた支援についても、積極的に取り組んでいくことを期待する。

また、基礎研究や研究開発等で得られた新たな知見に基づいた技術を、社会に実装させることによって、県民へ還元することを意識した取組にも期待する。

（第三期中期目標期間の方向性）

本県は首都圏の一角を担い、人口約920万人を有する日本を代表する産業・経済の中心地である。製造業、情報通信業、サービス業が発展し、大企業の本社や研究施設が集積する。特に、電機・電子、化学、自動車を中心に産業基盤が構築されているが、近年では医療・バイオ、環境分野の産業集積も急速に進み、宇宙関連産業や半導体関連産業の成長も見込まれる。一方、少子高齢化の進行により労働力不足や福祉拡充は喫緊の課題であり、デジタル技術等を活用したイノベーションによる効率化が重要である。

今後は、目まぐるしく変化する時代への対応が一層求められることから、さらなる研究力の向上、試験機能の強化、さらには、利用者目線に立った課題解決能力の拡充が必要となる。そのため、短期的な事業の運営ではなく、長期的な視点を持って経営の充実に取り組むこととする。

ＫＩＳＴＥＣは、本県の科学技術政策の基本的な方向性を示す「神奈川県科学技術イノベーション政策大綱」の一翼を担うとともに、県政の基本理念である「いのち輝く“Vibrant INOCHI”」の実現に貢献することのできる機関である。

これらを踏まえ、複雑・高度化が進む社会課題の解決に突き進むイノベーション創出支援機関として、役割を果たすことができるよう、第三期の中期目標を定める。

第１　中期目標の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日までの５年間とする。

第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

企業支援ネットワークの中心的機関として、基礎研究や技術開発から事業化までの一貫した企業支援に取り組むとともに、人材育成、連携交流活動等を通して、県内産業と科学技術の振興及び豊かで質の高い県民生活の実現を図る。

１　社会課題の解決を通じた成長産業の創出につながる研究開発

社会においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、低環境負荷素材の活用や資源・廃棄物の削減等による循環型社会・持続可能な社会の形成が不可欠であり、これに資する再資源化技術、再生可能エネルギー技術や持続可能なエネルギー循環技術などの研究が必要となる。

一方、デジタル化が加速する中、ＡＩ、ＩｏＴ、ビッグデータの活用技術などが産業の競争力を左右することになる。加えて、量子技術等も、幅広い分野で技術革新をもたらす次世代の基盤技術として期待されている。

このほか、日本は人生100歳時代を迎え、誰もが生涯にわたり安心して暮らし、活躍できる社会の実現に向けて、医療・福祉技術、ロボット技術の進化が一層求められている。

そのため、こうした社会課題の解決に資する研究開発を推進するため、企業や大学、研究機関等との連携を強化するとともに、研究成果の社会実装や企業の研究開発を支援し、持続可能な社会の構築や成長産業の創出に貢献する。

また、このような研究開発の中で得た成果を知的財産として創出・活用し、企業等の新技術や新サービスの開発に結びつける。

さらに、ベンチャー企業の創出に向けた研究開発支援を継続し、イノベーション・エコシステムの構築に取り組むとともに、創出した研究成果の社会実装を促進する。

2　県内企業等の競争力の強化を図る技術支援

県内企業等の技術課題の解決に係る依頼に対し、ＫＩＳＴＥＣが持つノウハウや設備機器などの経営資源を最大限活用することで、企業の競争力を高めていく。

特に、将来の発展が予想される技術分野に対しての支援を強化しつつ、成果の県民への還元を意識した支援を進めていく。

また、近隣都県の試験研究機関等との技術支援に係る連携交流活動を強化することにより、企業支援の充実を図る。さらに、付加価値の高いものづくりを支援するため、県内企業のニーズをとらえた試験計測環境を整備し、信頼性のある精度の高い試験結果を提供していく。また、デジタル化を進め、利用者の利便性を一層高めつつ、蓄積したデータを精査、活用し、能動的な提案や相談対応の強化により利用促進を図る。

こうした取組を通して、単なる試験結果提供に留まらない、総合的なソリューションにつなげ、県内企業等の競争力向上を目指す。

3　県内企業等の製品及びサービスの開発並びにその事業化に係る支援

県内企業等による新たな製品やサービスの開発において、企画開発から技術・デザイン・販路開拓、知的財産権の活用まで、一貫した支援を総合的に行うことにより、その事業化を促進する。

特に、新たな成長産業や社会課題の解決、県民生活の向上に資する産業分野に対する事業化支援へも積極的に取り組んでいく。

さらに、企業等の課題に応じて最適な支援を提案するコーディネート機能を強化するため、経営支援機関及び技術支援機関との連携を一層強化する。これにより、技術的なサポートに留まらず、外部専門家と連携した総合的かつ一貫した支援を継続的に実施することで、県内企業等の新たな製品やサービスの事業化を促進する。

4　多様な技術や社会変化に適応できる人材の育成

デジタル化や脱炭素化等による産業構造の転換が進む中、企業においては、多様な人材を育成し、新たな価値を生み出すことのできる体制を構築することが重要である。

そのため、ニーズの高いデジタルリテラシーや情報処理能力等といった専門分野のみならず、ＡＩをはじめとするデジタル技術を活用し、多様な技術や社会課題の変化に適応できる人材の育成を支援する。

多様な人材の育成に貢献するために、最新のトレンドやニーズに合った実践的な研修を実施するなど、産学官での連携も含めた研修体制を整備していく。

また、企業が進める継続的な学び直し（リスキリング）を促進し、県内企業等の競争力の強化を図る。

さらに、幅広い年代を対象として科学技術への興味や理解を高める活動に取り組むことで、イ

ノベーションを担うような次世代の技術人材の育成につなげる。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

社会経済情勢や中小企業のニーズが目まぐるしく変化していく中で、求められる研究開発や技術支援などを行っていくためには、適切な組織運営を行っていく必要がある。さらなるデジタル化を進めるなど、必要な改革を行い、柔軟で機動性の高い組織体制を整備することで産業構造の変化に対応できる運営体制を構築する。

１　効果的・効率的な組織運営

基礎研究から事業化まで一貫した企業支援がより複雑化、高度化する中で、収支状況の適切な管理と情報共有を通し、限られた予算の配分と人員の適切な配置により、効果的・効率的な利用者サービスを継続的に提供できるよう組織運営を行う。

拠点についても、機能の整理を行いつつ、相互に連携した効果的な組織体制を構築する。

２　効果的・効率的な人事制度の運用

人事制度について、評価制度の適切な運用を進めることに加えて、効果的な研修や職務を通じた人材育成を図るとともに、一人ひとりの職員の意欲と能力の向上を図る。

採用については、技術革新の進展等に対応できるよう、即戦力となる専門人材の採用など柔軟な採用方法を検討するとともに、優秀な人材の確保に努め、人員不足への対応や利用者のサービス向上につなげる。併せて、適正な人員配置を図る。

また、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備するとともに、高年齢の職員が意欲と能力に応じて活躍できるような職場環境づくりを推進する。

３　効果的・効率的な業務運営

業務内容の見直しにあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで改革を推進し、効果的・効率的な業務運営を行う。

また、業務のデジタル化やＡＩ等のデジタル技術の活用を進め、関係各所との情報共有や意思決定を迅速化することで、事務処理の効率化や利用者サービスの向上を図る。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　収入の確保

技術支援等による収入の強化に取り組み、一定の成果を上げているところであるが、さらに、企業ニーズを把握し、効果的な機器整備を進めるなど、収入の安定化を図るとともに、競争的資金等の外部資金の獲得を進める。

試験計測をはじめとした利用料等については、物価高騰などを踏まえた適切な料金設定を行う。

また、企業に対する総合的ソリューション能力を拡充することにより企業のＲ＆Ｄ支援を充実させ、企業の価値創出と収入の増加の両立を目指す。

２　財務運営の効率化

社会情勢の変化に対応した研究開発の推進や、技術支援のための設備投資等に柔軟に対応するため、経費節減を図りつつ、限りある経営資源の有効活用を行う。また、出資業務を行う際は、その適切な執行を徹底する。

第５　その他業務運営に関する重要事項

1　社会的責任

コンプライアンスについて、職員研修や啓発活動等を通して、より一層の意識醸成を図り、ＫＩＳＴＥＣ全体の信頼性確保につなげる。

公設試験研究機関として、業務を通じて得た技術や新製品のデータ等の保持は重要であるため、個人情報及び法人情報保護の観点や、経済安全保障の観点も踏まえ、適切な情報管理を徹底する。近年、ＡＩを用いた不正アクセスなど、サイバー攻撃の手法が高度化・多様化していることから、引き続き適切なネットワーク構築と情報セキュリティの強化を行うとともに、企業へのセキュリティ対策に関する啓発を併せて推進する。変化する脅威に対応するため、万全なサイバーセキュリティ対策を進め、信頼性の高い組織運営を行う。

利用者が安全に利用できる環境整備を引き続き行うとともに、職員が安心して働けるように安全衛生に配慮した職場環境の改善に努める。

また、県民に開かれた公設試験研究機関として、適切に情報公開を行う。

2　施設の長寿命化と設備の有効活用

中長期的な視点に立ち、施設の計画的な整備、修繕に取り組むとともに、適切な維持管理を行うことにより施設の長寿命化を図る。

また、産業構造の変化が加速化している中、中小企業等のニーズを適時適切に把握し、限られた財源を有効に活用し、計画的に機器整備を行うことで、試験計測等のサービス向上を図る。

3　広報の強化

ＫＩＳＴＥＣの認知度向上や企業の利用拡大を図るため、また県民へ研究成果を一層周知するため、ホームページやＳＮＳに限らず、常に有効なツールを模索し、適切な広報を行う。

令和８年11月25日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

第三期の地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標について、地方独立行政法人法第25条第３項の規定により提案するものであります。